

# ローマ都市ティーキーヌムの地誌学的検討

——ガリア・キスアルピーナ地方の都市化とローマ化——

岩 井 経 男

## はじめに

ローマ人が植民市建設など土地を個人に割当て  
る際、その土地を分割測量し分配していたことは  
よく知られている。この分割測量された土地は普  
通、ローマの長さの単位・ペース (pes) = 29.5cm  
で測って一辺が 2400 pedes (約708m) の正方形  
をしており、この正方形の土地をケントゥリア  
(centuria) と呼んだ。この土地はローマの面積  
単位・ユゲルム (iugerum) で言うと 200 iugera  
(約50ha) あり、世襲財産とも訳されるもう一  
つの面積単位・ヘレディウム (heredium) で言え  
ば 100 heredia に相当し、この 100 heredia という  
面積から centuria つまり 100 という名称がついた  
とされる<sup>1)</sup>。

この centuria 内部の分割について言うと、南  
北の測量線を cardo, cardines (または kardo,  
kardines) といい、東西測量線を decumanus,  
decumani (または decimanus, decimani) と  
呼び、centuria の中心を十字に交差する中央線  
が最も重要で、それぞれ cardo maximus, decu-  
manus maximus と名付けられた。これら測量  
線はまた limes, calles とも呼ばれ、測量後は道  
路として使用されるのが一般的だった。

この、土地を centuria に分割することを centu-  
ratio あるいは limitatio と言うが、一都市領域内  
に centuria は基盤目状に、東西南北それぞれ 10  
数 km にわたり分割測量されており、航空写真の発  
達にともなって現在まで、北アフリカからイギリ  
スに至る旧ローマ帝国領の各地でその跡が発見さ  
れ、地誌学的研究がなされている<sup>2)</sup>。

ここで取り上げる北イタリア、ガリア・キスアル  
ピーナ (Gallia Cisalpina) 地方のローマ都市、帝  
政期の銘文には ムニキピウム として出てくるティ  
ーキーヌム (Ticinum)、現在のパヴィア (Pavia)

は、市街地でローマ時代の都市計画が良好に保存  
され (旧市街地の街区、道路はローマ時代に遡  
る<sup>3)</sup>)、農村領域で centuriatio 跡が比較的明  
瞭に見出されているところで、今までにフラッカ  
ーロ (P. FRACCARO)<sup>3)</sup>、ティビレッティ (G.  
TIBILETTI)<sup>4)</sup>、トツィ (P. TOZZI)<sup>5)</sup> が本格的に  
地誌学的検討を加えている。以下この 3 人の研究  
に基づいて、まず農村領域の centuriatio、次に市  
街地の都市プランの検討を行い、おわりにそれら  
をふまえて、共和政期ローマ都市制度史にかかわ  
る少し大きな問題を取り上げていきたい。

ところで、ローマ土地制度研究の基本文献の一  
つ『ローマ土地測量士文獻』(Die Schriften der  
römischen Feldmesser)<sup>6)</sup> がラッハマン (K. LA-  
CHMANN) らによって刊行されてから 1 世紀以上た  
ったが、依然謎の多い史料となっている。ここで  
紹介するティビレッティは数年前突然亡くなった  
が、死後彼のイタリア地域史に関する論文集『ロ  
ーマ時代イタリア地域史』(Storie locali dell'Itali-  
a romana) が 1978 年に刊行された。この本を読む  
と、彼は最後までローマ土地測量士 (Gromatici  
あるいは Agrimensores) の文献解釈に努力し  
ていたことがわかる。本稿はこの史料の提示する  
問題のごく一部にしかかかわらないことを、あら  
かじめおことわりしておきたい。

## 1. ティーキーヌムの centuriatio

第 1 図はトツィによって現在確認されている  
ティーキーヌム農村領域の centuriatio 跡であ  
る。これについて説明したい。

まず、ローマ時代ティーキーヌムの正確な領域  
は明らかになっていない<sup>7)</sup>。現在のパヴィアの行政  
区、パヴィア県 (Provincia di Pavia) は 3 地  
域に分けられる。まずポー (Po) 川の北、ティ  
ーキーヌム (Ticino) 川の東に区切られる、都市パヴ

ピアの所在する地域、これをパヴェーゼ(Pavese)と言う。次にポー川の北、ティチーノ川の西の地域はロメッリーナ(Lomellina)と言い、その地域の都市ロメッロ(Lomello, ラテン名 Laumellum)から名が由来している。それからポー川以南をオルトレポ(Oltrepò)と言う。このうちオルトレポ地域は、ローマ時代プラケンティア(Placentia, 現在名 Piacenza), デルトーナ(Dertona, 現在名 Tortona) などティーキーヌム近隣都市の領域であったことが判明しており、ティーキーヌム領から除外され、それ故ティーキーヌムの都市領域は、おおよそパヴェーゼ地域とロメッリーナ地域からなっていたと考えられる。

さて、centuriatio 跡はパヴェーゼ地域にのみ発見されているが、以下その主要な特徴を挙げてみよう。

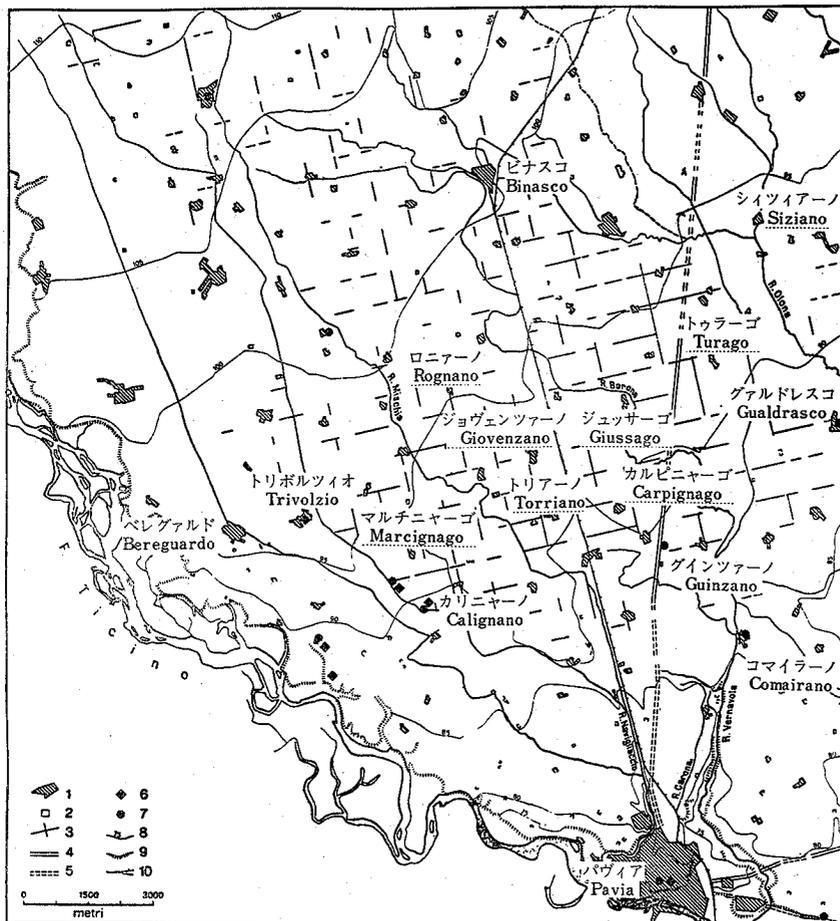
(1) 現在の行政区ではミラノ県(Provincia di Milano)に属しているピナスコ(Binasco)(ピナスコがミラノ県の南限)の北、約3kmの地点から南方へ市街地パヴィアの5kmほど手前に至る地域に、約710mの間隔で平行して、道路、灌漑用水路、畦道などの形で、東西に走る土地分割線が認められる。

(2) ベレグアルド(Beregualdo)ートリヴォルツィオ(Trivulzio)からグアルドレスコ(Gualdresco)に走る東西分割線(確認される

最長の limes, 約12km)を見ると、それに直角に、これもまた約710mの間隔で平行して南北分割線が認められる。

(3) 確認される centuriatio の面積は約100 km<sup>2</sup>, 200centuri-aeである。

(4) 土地測量士は太陽の測定から方角を定め、それを土地測量の基準方位とした。だから季節によって方位が若干異なる。ところでティーキーヌム市街地の基準方位と、農村領域の centuriatio の基準方位は異なっているが、これはティーキーヌム都市建設と農村領域の centuriatio が異な



第1図 ティーキーヌム農村領域の centuriatio 跡 1:大集落地, 2:小集落及び農場, 3: centuriatio 跡, 4:ローマ時代の道路跡(確認されたもの), 5:ローマ時代の道路跡(推定されるもの), 6:ローマ時代以前の遺物出土地, 7:ローマ時代の遺物出土地, 8:標高, 9:土堤, 10:河川及び運河。地名の下に点線が付されているのは、ローマ及びガリア起源名であることを示す。(註5〔後出〕文献による)

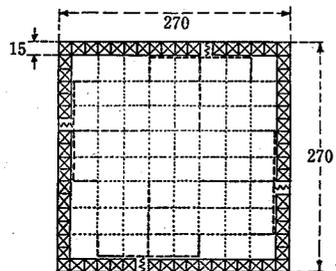
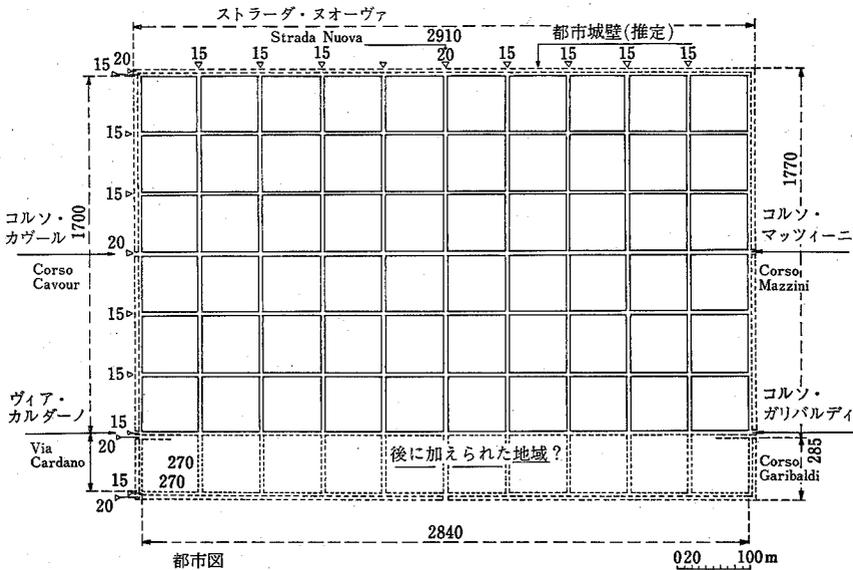
る時期に開始されたことを意味する。農村領域の centuriatio について言えば、土地測量士は土地の標高差（北が高く南に下って低くなる地形）にそって分割線を設定し、水の流れを考慮したため<sup>12)</sup>と考えられている。事実、中世に遡るピナスコーパヴィア間の運河は現在も残っているが、この運河とはほぼ平行して南北分割線が走っていることが観察できる。運河は自然の水の流れを考慮して建設されるのが常である。

次にロメッリーナ地域について述べると、ここから centuriatio 跡は発見されていない。Corpus Inscriptionum Latinarum, vol.Vを見ると、モムゼンはポイティンガー (Peutinger) の地図とアントーニヌス(カラカラ帝)の旅程表を引用して、ローマ帝政期、Laumellum という都市名が存在していたことが知られているところから、Laumellum 及びその周辺はティーケーヌムとは別な独立した都市ではないかと考え、Laumellum

という項目をこの巻にもうけている。ところが、モムゼン時代には知られていなかった Laumellum のトリプスがティーケーヌムと同じ Papiria であったことが一つの銘文から判明し<sup>14)</sup>、この地域もティーケーヌム領であったと考えられる。というのは、ティーケーヌム周辺の都市を見ると、トリプスがすべて異なっているからである。<sup>15)</sup>とすると、ローマ人はティーケーヌムの centuriatio を意図的にパヴェーゼ地域に限定して行ったということになる。

地名学を援用してパヴェーゼ地域とロメッリーナ地域を比較すると、興味ある結果が出てくる。以下はティビレットの研究であるが、パヴェーゼ地域の、今までに判明している地名の起源は次の通り。<sup>16)</sup>

リグリア起源 4: Binasco, (ミラノ県内、しかしパヴィア司教区内), Bornasco, Gualdresco, Liconasco



- 凡 例
- ☒ 家屋 (15pedes × 15pedes)
  - ≡ 共有地入口 (幅 15pedes)
  - 道路の役割を持った配分地境界線
  - 配分地境界線
  - ※ 街路名は現行のもの

第2図 ティーケーヌムの都市プラン (数値はローマ・ペースで表示) (註4文献による)

ガリア起源  
7(しかしこれらのうち、いくつかの地名の語根はラテン起源)  
: Carpignano, Gerenzago, Giussago, Lardirago, Marcignago, Spirago, Turago  
ローマ起源  
16: Albuzzano (Albuci という名はパヴィアの碑文に見られる), Calignano, Calvenzano, Carpignano, Comairano, Gnignano, Copiano, Guinzano, Landriano, Giovenzano, Marzano, Rognano, Siziano (パヴィア県内,

しかしミラノ司教区内), Tragnano, Torriano, Vairano

その他 Vidigulfo, Zibido など若干のゲルマン起源の地名もある。

ロメッリーナ地域の地名の起源は次の通り。

リグリア起源 7 : Garlasco, Gropello, Lomello, Rosasco, Tromello, Vigevanasco, Zinasco

ガリア起源 1 : Cernago

ローマ起源 5 : Fogliano, Parzano, Sairano, Sartirana, Semiana

ゲルマン起源 : Scaldasole, Siccomario など。

ここからわかることは, centuriatio が行われたパヴェーゼ地域はロメッリーナ地域よりローマ化の影響を深く受けているということである。

さて, この centuriatio は一体いつ行われたのだろうか。フラッカーロは西紀前49年, ユーリウス・カエサルによってガリア・キスアルピーナ地方にローマ市民権が賦与された時点, と考えた<sup>17)</sup>。一方ティビレットティは前89年, 同盟市戦争時ポンペイウス法 (Lex Pompeia) によって北イタリアにラテン市民権が賦与された時点, と考えている<sup>18)</sup>。この年代確定はローマ都市制度史全体にかかわる問題を背後にもっているのだが, その前にティーキーヌム市街地の都市計画を述べてみたい。

## 2. ティーキーヌムの都市計画

市街地の都市計画の検討はもっぱらティビレットティが行っているが, これは前89年都市建設説の有力な傍証となっている<sup>19)</sup>。彼の研究報告書の主要点は次の通り。

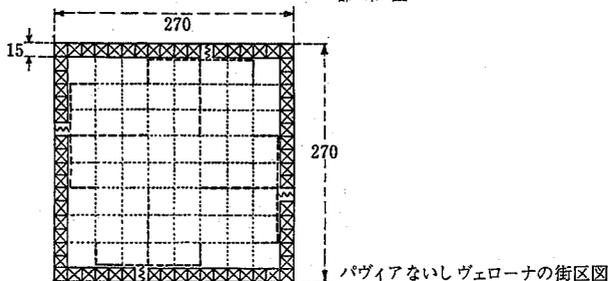
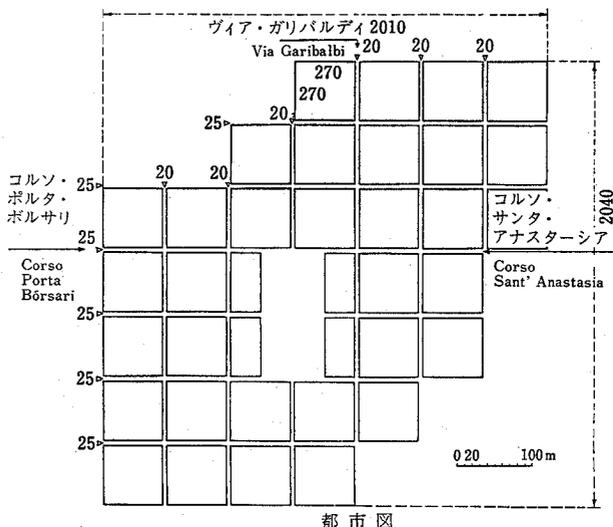
(1) 我々に知られるローマの長さの単位・pes は近似値しか知られていないので, 一応, 29.4~29.6cmを目安として測定する。その結果, 第2図に見られるように, 一辺270 pedes の正方形の街区 (ティビレットティはこれを仮に isolato と名付けている) がパヴィアの中心地 (旧市街地) に認められる<sup>20)</sup>。

(2) 街区と街区の間の道路幅は15 pedes, cardo maximus, decumanus maximus と思われる中央道路の幅は20

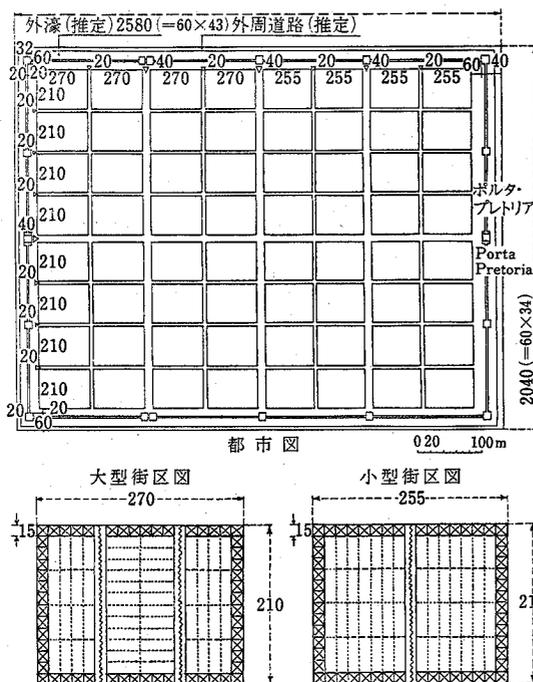
pedes と推定されるので, 街区が確認できる地域の東西の長さは2910 pedes, 南北の長さは1770 pedes となり, これがローマ時代ティーキーヌムの都市規模である。以上のように測定した結果, 基準とした pes の長さは29.375cm と計算される。これが都市建設に使用された pes のほぼ正確な長さと考えられる<sup>21)</sup>。

(3) この街区は計算上全部で60数えられるが, 実際は, 広場, 公共建築物が存在したはずで, 数はより少なかったろう<sup>22)</sup>。後にティチーノ (ラテン名 Ticinus) 川寄りに街区が加えられている。

(4) パヴィアの検討をふまえてウェーローナ (Verona, 現在のヴェローナ) のローマ時代の都市計画を検討した。この場合, pes を29.4cm, 29.5cm, 29.6cmの三つの長さで測定した結果, 29.4cmが最も適当であった。ここからティビレットティは pes を29.375cm (つまりパヴィアの pes



第3図 ウェーローナの都市プラン (数値はローマ・ペース, 凡例は第2図参照) (註4文献による)



第4図 アウグスタ・プラエトリアの都市プラン (数値はローマ・ペース) (註4文献による)

の標準値)として再測定し、街区、道路幅を割り出したものが第3図に示されている<sup>23)</sup>。これによると道路幅は20 pedes, 25 pedesの2種類あるが、街区はパヴィアと同じく一辺が270 pedesの正方形であった。

Pesの標準値が同一と思われ、街区も一辺270 pedesの正方形で同一であることから、ティーキヌムとヴェローナの都市計画はほぼ同時期に着手されたものと考えられる<sup>24)</sup>。

(5) 前25年に建設されたアウグスタ・プラエトリア (Augusta Praetoria, 現在のアオスタ) を検討し、その結果が第4図に示される。使用された pes の平均値は29.35~29.4cmとなるが、この値で都市の四辺の長さすべては割り切れない。街区は2種類認められ、一つは270 pedes × 210 pedes、他は255 pedes × 210 pedesである。このようにアオスタはヴェローナ、パヴィアと多少異なる都市プランをもっている<sup>25)</sup>。

(6) ティキヌム市街地の都市計画における基準方位は、東西測量線 (decumani) で言うと、南東一北西に13°20'15"傾いている。これは11月12日あるいは2月11日の太陽の位置であるが、農

村領域の centuriatio の基準方位と一致しない。市街地はポー平野がティチーノ川に下っていく斜面に造られているが、基準方位は最大勾配を避けて、水が道路をなだらかに流れるよう配慮されている<sup>26)</sup>。

(7) ティビレッティは街区内の家の配置を第2図の下図 (パヴィア)、第3図の下図 (ヴェローナ)、第4図の下図 (アオスタ) のように推定しているが、家を15 pedes × 15 pedesの規模に考え、それを長屋のように道路に面して配列し、残りを中庭とし、そこを家と同数に配分している。街区内についての手がかりはほとんどなく、これは彼のまったくの推定である<sup>27)</sup>。

人口については、前述の家屋数の推定を基にしたもので一応の目安でしかないが、一家族平均4人とすると12,800人と見積られる。

以上述べてきたことをふまえて、次にガリア・キサルピーナ地方の都市化とローマ化の歴史の中でティーキヌムの都市計画と centuriatio がいつ実施されたのか考察してみたい。

### 3. ガリア・キサルピーナ地方の都市化とローマ化

ローマ人の視野にポー川流域地方が入ってくるのは前3世紀で、比較的新しい。当時の北イタリアには、おおよそ、東部にウェネティ人 (Veneti)、中央部、西部の内陸にガリア人、西部沿岸地域にリグリア人 (Ligures) が居住していたと思われる<sup>28)</sup>。ティーキヌム周辺はガリア人、リグリア人両勢力の接点にあたり、両者が混住していたことは地名学から証明される<sup>29)</sup>。

ここに前268年建設されたラテン植民市アリーミヌム (Ariminum, 現在の Rimini) を拠点としてローマ人が、主として植民市建設の形をとって進出していった。前222年ローマ軍ははじめてポー川を渡り、ガリア人のインスブレス族 (Insubres) の中心地メディオーラーヌム (Mediolanum, 現在の Milano) を占拠、前218年には当地方で最も重要な二つのラテン植民市クレモナ (Cremona)<sup>31)</sup>、プラケンティア<sup>32)</sup>を建設した。以下、前189年ラテン植民市ボノーニア (Bononia, 現在の Bologna)<sup>33)</sup>、前183年ローマ市民権植民市ムティナ (Mutina)<sup>34)</sup>、同パルマ (Parma)<sup>34)</sup>、前181年ラテン植民市アクイレイア (Aquileia)<sup>35)</sup>、前180年ラテン植民市ルーカ (Luca)<sup>36)</sup>、前177年ロー

マ市民権植民市ルーナ (Luna)<sup>37)</sup>, 前123~118年ローマ市民権植民市デルトーナ, 前103~100年ローマ市民権植民市エポレディア (Eporedia)<sup>38)</sup>と続く。この間また, 都市建設を伴わない個別的な土地分配が4度ほど確認されている<sup>40)</sup>。

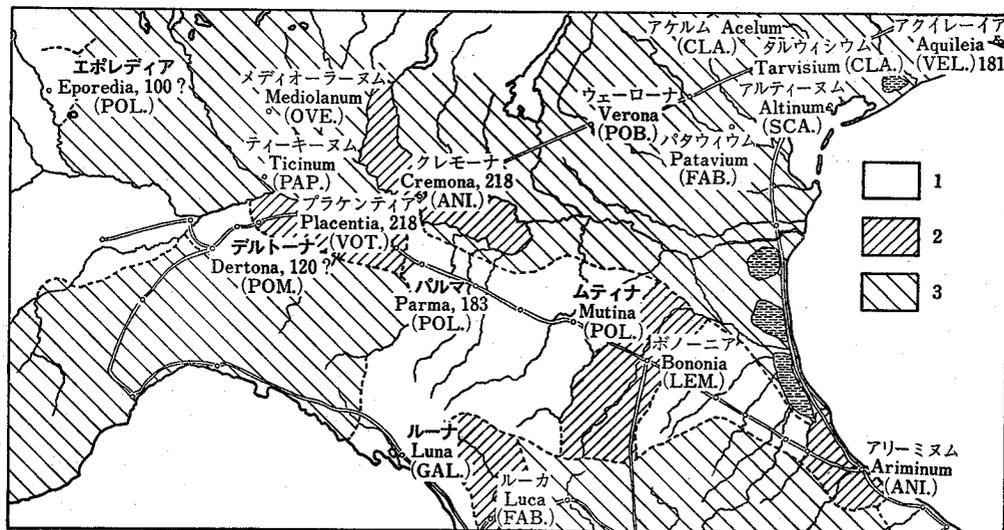
だが, ガリア・キスアルピーナ地方の本格的ローマ化は, やはり同盟市戦争時, 前89年のポンペイウス法の施行だった。アスコネウス (Asconius) はポンペイウスの活動について『ポンペイウスは, 新たな植民者を派遣してそれらの都市を建設したのではなく, 旧来からそこに居住していた人々にラテン権を与えた』<sup>41)</sup>と伝えている。つまり先住民のためにラテン植民市を建設したのであった。

ここで, ティビレツティの行ったティーキーヌムの都市計画の地誌学的検討が意味をもってくる。彼はティーキーヌムとウェーローナを比較して, ほぼ同一の都市プランであったと指摘している。これはガリア・キスアルピーナ地方のかなりの都市が, ローマの明確な政策として同時期に建設された可能性を示唆している。また, 農村領域の centuriatio と市街地建設は同時に実施されたと考えられる。それはアスコネウスの記述からわかるように, 都市はそこで農業に従事する者のために建設されたのであり, 時期が大幅にずれる

ことはなかったと思われるからである。ティーキーヌムは前89年直後, ラテン植民市として建設されたと考えるのが妥当と思われる。

では, 今述べた結論を補強する意味で, フラッカーロの前49年説を検討してみよう。ティビレツティもそうであるが, フラッカーロもティーキーヌム建設年について, そのように考えるに至った詳しい説明をしていない。そこで, 我々は彼の著作中からその説明を探り出さなければならず, それは次のようにまとめられると思う。

フラッカーロ説とティビレツティ説の決定的違いは, 同盟市戦争中の北イタリアにおけるグナエウス・ポンペイウス・ストラボの活動とそれに続くローマの政策をどのように解釈するか, にあると思う。ティビレツティは前89年の活動を大きく解釈し, 一方フラッカーロはそれを小さく見, それ故前49年のムニキピウム設置時に都市建設が伴ったと考えた。フラッカーロの根拠は以下の3点に推測されよう。第1点は, ティキーヌムを含め当地方の非ローマ大都市の大多数は碑文にはムニキピウムとして知られ, かつ都市最高政務官職もムニキピウムに多い4人官制 (quattuorviratus)<sup>42)</sup>が多いことである。しかし, これら都市のラテン植民市時代は40年足らずであったこと, 4人官制は同盟市戦争の結果, 新ローマ都市に導入された



第5図 ガリア・キスアルピーナ地方図 1:ラテン植民市, 数字は建設年, 2:前90年までローマの同盟国であった地域, 3:前90年以前から ager Romanus であった地域。ローマ市民権植民市はゴチックで表した。数字は建設年。都市名下の ( ) の中はトリブス名を示す。

制度であったことを考慮すれば、前89年説でも十分説明可能な事実と思われる。第2点、彼は同盟市戦争後のローマの不安定な政治状況を勘案し、10を越える大規模な都市建設事業の遂行は不可能とした。これに対してティビレッティは、同盟市戦争中北イタリア諸都市、諸種族は一貫してローマを支持し忠実であった事実を指摘し、ローマが北イタリアに特別の配慮をしたとしても理解できると考えている。また、ローマの地方統治政策が中央の政治事件と、一見かかわりなく遂行されている幾多の例を、最近の地域史研究は教えている。

お わ り に

フラッカーロの第3の論拠は、共和政期ローマ都市制度及び土地制度全体にかかわる問題を含んでいる。冒頭で少し触れたが、centuriatioは新都市の建設、すなわち植民市建設に固有の土地測量法と言えるが、個別的な土地分配地、財務官管理地(agri quaestorii)、ムニキピウム、praefectura, fora, conciliabulumにもcenturiatioが実施されたと前述土地測量士文献が伝えている。ここで、特に注目したいのはムニキピウムである。

ムニキピウムは『外から』ローマ市民団内に一括して加入した、かつての非ローマ人共同体ととらえられるが、そこにcenturiatioが実施されたとするローマ都市制度史上大いに問題となる。ムニキピウムにcenturiatioが実施されたとする唯一の記述は、測量士文献中に伝わるマミリウス・ロスキウス・ペドゥカエウス・アリエヌス・ファビウス法(Lex Mamilia Roscia Peducaea Alliena Fabia)<sup>44)</sup>に見い出される。この法の制定は、前55年と考えられる。ここからフラッカーロは前49年北イタリアにおいてはムニキピウム形態であってもcenturiatioが実施された、と考えたふしがある。さらに、彼はティーキヌムの他にパタウィウム(Patavium)、アケルム(Acelum)、タルウィシウム(Tarvisium)、アルティーヌム(Altinum)においてもcenturiatio跡を発見し、これら北イタリア都市もまた前49年のムニキピウム設置に伴うcenturiatio実施の証拠であると主張している<sup>45)</sup>。

しかし、マミリウス……法の内容は依然不明の点が多く、法令の検討は別の機会に譲らざるを得ないが、ただこの法のみをもってフラッカーロの

前49年説は支持しがたい。パタウィウムその他の北イタリア都市のcenturiatioも前89年直後の活動で説明されるのではないだろうか<sup>46)</sup>。そうすると、少くとも共和政期、非ローマ人共同体がローマに編入されムニキピウム形態とされた時、そこにcenturiatioの実施はなかった、ということは現在の地誌学的研究から言い得る。同盟市戦争以前のムニキピア、同盟市戦争後、大量に創設されたムニキピアにcenturiatioは確認されていないのである。共和政期ムニキピウムには原則としてcenturiatio実施はなかった、たとえローマ化、都市化の遅れていたガリア・キスアルピーナ地方においてもこの原則は守られていた。

(弘前大学人文学部助教授)

註

- 1) ローマ人の土地測量に関する概説は Dilke, O. A. W., *The Roman Land Surveyors — An Introduction to the Agrimensores*—(Newton Abbot, 1971); Castagnoli, F., *Le Ricerche sui Resti della Centuriazione*(Roma, 1958); Pauly-Wissowa, *Realenzyklopädie der klassischen Altertumswissenschaft*, s. v. Agrimensores, Gromatici; Ruggiero, E. de, *Dizionario Epigrafico di Antichità Romane*, s. v. Agrimensor, Centuriatio; Sereni, E., *Storia del Paesaggio agrario italiano* (Bari, 1972); Weber, M., *Die römische Agrargeschichte* (Stuttgart, 1891) を利用した。また、ローマ人の都市建設の具体的なイメージは、デビット・マコーレイ著、西川幸治訳『都市——ローマ人はどのように都市をつくったか——』(東京、昭和55年)が与えてくれる。ただ詳細な点については注意を要する。L. マンフォード著、生田勉訳『歴史の都市 明日の都市』(東京、昭和44年)には、パヴィア(=ティーキヌム)がローマ都市の典型として多く言及されている(特に図版14及び467~468頁の図版説明)。ただ、467頁の『百人一隊制』はケントゥリア(centuria)の訳と思われるが、民会のケントゥリア制と混同している。
- 2) Castagnoli, op. cit., Fig. 5 = Dilke, op. cit., p. 143 に旧ローマ帝国領の現在まで確認されているcenturiatio跡の地図が示されている。残っているcenturiatioの痕跡はほとんど

- 710m 四辺の centuria 外縁部であって内部の測量線はほとんど知られていない。それ故 centuria 内部の個人の土地所有の問題（一応土地分割測量線と土地所有区画は一致しないが）は地誌学的方法のみで解明はされない。
- 3) FRACCARO, P., *Opuscula* (Pavia, 1957), vol. III, pars I testo e pars II tavole.
- 4) TIBILETTI, G., *Storie locali dell' Italia romana* (Pavia, 1978).
- 5) TOZZI, P., *Storia Padana Antica — Il Territorio fra Adda e Mincio* (Milano, 1972); id., *Saggi di Topografia storica* (Firenze, 1974).
- 6) BLUME, F., LACHMANN, K. und A. RUDORFF, *Die Schriften der römischen Feldmesser*, Bd. I (Berlin, 1848), Bd. II (Berlin, 1852).
- 7) TOZZI, op. cit., 1974, pp. 24~25 及び巻末図 VIII でティーケーヌムと Mediolanum の境界が一部推定されている。また TIBILETTI, op. cit., pp. 142~147 も参照。
- 8) FRACCARO, op. cit., pp. 51~62; TIBILETTI, op. cit., p. 188; Tozzi, op. cit., 1974, pp. 25~26.
- 9) FRACCARO, op. cit., pp. 56~58 e pp. 59~60; Tozzi, op. cit., 1974, pp. 23~25.
- 10) FRACCARO, op. cit., pp. 58~59; Tozzi, op. cit., 1974, pp. 23~25.
- 11) TOZZI, op. cit., 1974, p. 24. これはトツツィの測定で、フラッカーロが確認したもの (*Opuscula*, vol. III, pars II, tav. I) よりも大きい。
- 12) TIBILETTI, op. cit., p. 194; Tozzi, op. cit., 1974, p. 26, n. 29.
- 13) *Corpus Inscriptionum Latinarum*, vol. V, pp. 715~716.
- 14) TIBILETTI, op. cit., p. 192.  
〔I〕 ulio L. f. Pap(iria) / Pertinaci // Anicetus lib. / patrono [b. m.]
- 15) ティーケーヌム近辺のトリプスは次の通り。  
Ticinum (Papiria), Novaria (Claudia), Mediolanum (Oufentina), Placentia (Voturia), Laus Pompeia (Pupinia), Der-  
tona (Pomptina), Vercellae (Aniensis)
- 16) TIBILETTI, op. cit., pp. 195~198. また FRACCARO, op. cit., pp. 55~56 も参照。
- 17) FRACCARO, op. cit., p. 60.
- 18) TIBILETTI, op. cit., p. 130, pp. 198~199 e p. 205.
- 19) ティビレットティ前掲書所収の論文 : *La struttura topografica antica di Pavia* (= *Storie locali*, pp. 204~222) は彼と親交のあった片岡輝夫・小管芳太郎両氏に捧げられている。本稿執筆の動機はこの論文の問い直しにあった。
- 20) TIBILETTI, op. cit., pp. 206~207.
- 21) Ibid., p. 207. パヴィア旧市街地（現在の中心地）の街区、道路幅はほぼローマ時代に遡ることが確認されている。ただ Strada Nuova はヴィスコンティ家支配時代に再整備され旧跡をとどめていないことが文献で知られている。
- 22) TIBILETTI, op. cit., p. 207. 建設当初、街区数は50と推定している。
- 23) Ibid., p. 207 e pp. 210~211.
- 24) Ibid., p. 211.
- 25) Ibid., pp. 213~218. ここでティビレットティの行ったアオスタの検討を少し立ち入って紹介してみたい。MANSUELLI, G., *I cisalpini* (Firenze, 1962) p. 365 に Carducci と Finocchi の作製したアオスタのローマ都市プランが載っている。彼らは東西に走る大通り（中央道）を町の中央に一本、南北に走る大通りを町の西側、城門の遺構の地点に一本設定し、他の道路を普通の道幅道と推定している。道幅の実数値は Mansuelli の本に示されていないが、このように道路を設定すると道路で区切られる街区の大きさが不ぞろいになる。これに対してティビレットティは、都市建設当初、街区、道路幅とも一定の規格が存在したはずだ、との確信から検討を出発させているように見受けられる。
- ローマ時代アオスタの四辺を囲む城壁、その城壁に一定の間隔をおいて築かれていた小塔、城門が一部現存している。都市を囲む城壁の四隅に小塔があり、その小塔の外側から外側までの距離（つまりアオスタの正確な四辺の距離）は、北側の一辺が723m51cm、南側が724m75cm、東側が574m、西側が570m43cmである。南北幅（東辺と西辺）に3m57cm、東西幅（北辺と南辺）に1m24cmの差違があるが、南北幅は明らかにローマ人の測量ミスと思われる。ティビレットティはこの城壁の外側に幅60 pedes の濠があり、さらに外側に幅20 pedes の道路が造られていたと想定している。第4図の東西2040 pedes、南北2580 pedes という数値は、こ

の城壁外の濠と外周道路の幅を加えていることに注意されたい。

さて、pes の数値を29.145cmから29.779cmの間と仮定、東西南北の実測値をそれで割ると、北辺は2482 pedes (この場合 pes=29.150cm) から2430 pedes (pes=29.774cm)、南辺は2486 pedes (pes=29.153cm) から2434 pedes (pes=29.776cm)、東辺は1969 pedes (pes=29.152cm) から1928 pedes (pes=29.772cm)、西辺は1957 pedes (pes=29.148cm)から1916 pedes (pes=29.772cm) となる。ここから両極端の数値を切り捨てると、考えられる南北幅は1928 pedes から1957 pedes の間、東西幅は2434 pedes から2482 pedes の間となる。

南北幅について：現存する小塔と城門の数と位置から、この都市には城壁わきの道路を除いて、東西に7本の道路が走っていた。Porta pretoria 門に通ずる大通り幅を他の道路幅の2倍と仮定し、街区の長さとして道路幅の様々な組合せを考えた結果、二通りの可能性がでてくる。一つは街区216pedes、普通道路幅15pedes、大通り30 pedes で、他は街区210 pedes、普通道路幅20 pedes、大通り40 pedes である。彼は家屋の大きさ(後述)を考慮して後者の可能性を選択した。南北幅は1944 pedes となる。

東西幅について：実測によると、東西幅のほぼ中央に位置すると思われる小塔から西側の部分と東側の部分の正確な距離は相違しており、西側部分がより長い。ここから西側と東側では異なる規模の街区があったと想定される。小塔と城門の位置から大通り3本、普通道路4本が考えられるが、道路幅はそれぞれ40 pedes、20 pedes と仮定される。このように道路の幅、本数を仮定すると街区は、東側に255 pedes の長さのものが4列、西側に270 pedes の長さのものが4列存在したことになる。そうすると東西幅は2464pedes となる。

ところでティビレットティは北辺、南辺間の距離の誤差、東辺、西辺間の距離の誤差は城壁わきの道路幅を加減して解消させたと考えているようである。

また、以上の検討からアオスタで使用された pes の標準値を求めようとしたが、単一の数値は算出できなかった。

26) TIBILETTI, op. cit., p. 211; Tozzi, op. cit.,

1974, p. 21, n. 17 e pp. 26~27, n. 29.

27) TIBILETTI, op. cit., pp. 220~221, パヴィア, ヴェローナ, アオスタの街区内の家屋, 中庭について説明したい。第2, 3, 4図にはそれぞれパヴィア, ヴェローナ, アオスタの街区図が示されている。一軒の家の大きさはすべて15 pedes の正方形で、それが道路に面して一列に配置されていたと推定されている。その内部は中庭で各戸の利用に供されるべく戸数に相応する配分地が想定されている。

だがティビレットティは後に(1968年。この論文(註19)は1964年口頭で発表され1968年活字になっている)家の大きさを、道路に面する表部分15 pedes, 奥行30 pedes と変更している(TIBILETTI, op. cit., pp. 221~222)。そうすると戸数が少なくなり(64戸→60戸)、中庭の配分も複雑となり、当然人口の算定も訂正される(12,800人→12,000人)。

しかし、ここで興味を引くのは、ティビレットティが同一の大きさの家が一列に並んだ形態、言ってみれば日本の長屋のごとく推定している点である。このような形態は考古学的にも文献学的にも確認されていないようである。ローマ家屋についてはCALZA, G. e G. Becatti, *Ostia* (Roma, 1968)を参照。推定の理由は、3市とも兵士または都市居住を今まで知らなかった、大部分が貧しい人々のために新たに(ex novo)建設された都市であること、また植民市建設に伴う土地分配は植民者にはほぼ平等になされていることが知られているから家屋も同様に考えられること、である。都市建設以前の貧富の差、軍隊内の階級差は基本単位の家屋を2倍にするなどして区別した、と考えられる。

一つの違見であり筆者には今のところ積極的に反論する資格はない。ただこの家屋の形態の推定は、たとえ否定されようとも、パヴィア, ヴェローナの都市計画の類似、アオスタとの違いを示す街区の問題に直接関係しない。

28) MANSUELLI, G., op. cit. pp. 16~29; PALLOTTINO, M., *Genti e Culture dell'Italia preromana* (Roma, 1981), pp. 99~112.

29) PLINIUS, *N. H.*, III, 17, 124; *Liv.*, V, 35, 2はティーキースム先住民をリグリア人のLaevi族とする。POLYB., II, 17, 4はガリア人のLai族, PROL., III, 1, 33はInsubres族としている。

- 30) Liv., Per. XV, VELLEIUS PATERCULUS, I, 14, 7.6,000家族入植。  
共和政期ガリア・キスアルピーナ地方とは正確にどの地域までを言うのかわかっていない。ここでは一応、後のアウグストゥスの地方制 (regiones) で言う Venetia et Histriae, Aemilia 北部, Transpadana, Liguria 地方を含むと理解しておきたい。
- 31) Liv., XXI, 25, 2. 入植者 6,000 家族。ティビレッティはそのうち 200 家族は equites と考える (TIBILETTI, op. cit., p. 55)。前 190 年あわせて 6,000 家族が Cremona と Placentia に補充入植した (Liv., XXXVII, 46, 10; 47, 2)。
- 32) Ibid., XXI, 25, 2. 入植者 6,000 家族。第 5 図を見てわかるように Cremona, Placentia はローマの当地方における軍事的最重要拠点であった。
- 33) Ibid., XXXVII, 57, 7. 入植者 3,000 家族。equites と ceteri coloni の区別あり。
- 34) Ibid., XXXIX, 55, 7. それぞれ 2,000 家族。
- 35) Ibid., XXXIX, 55, 5; ibid., XL, 3, 4. Aquileia は Veneti 人ではなくガリア人居住地に建設された。植民者 pedites 3,000 家族, centuriones 60 家族, equites 300 家族。前 169 年, 補充入植 1,500 家族 (Liv., XLIII, 17, 1)。
- 36) Ibid., XL, 43, 1.
- 37) Ibid., XLI, 13, 4.
- 38) C. I. L., vol. V, p. 831.
- 39) VELL, I, 15, 5. cf. FRACCARO, op. cit., p. 98 n. 16; BRUNT, P. A., *Italian Manpower* (Oxford, 1971), p. 168.
- 40) Liv., XL, 35~37 (前 182 年から前 174 年の間), ibid., XLII, 4, 3 (前 173 年); ibid., XLII, 22, 5~7 (前 172 年); APPIANOS, I, 21, 87; 24, 102 及び PLUTARCHOS, *Gaius Gracchus*, 10 (前 125 年から前 124 年の間)。
- 41) ASCONIUS, in *Pisonian*, p. 3 C; Pompeius enim non novis colonis eas (= colonias 引用者) constituit, sed veteribus incolis mantentibus ius dedit Latii,……
- なお、前 89 年のポンペイウス法については、岩井経男『ルブリウス法 Lex Rubria de Gallia Cisalpina について——ローマ共和政末期の都市裁判権——』(弘前大学人文学部『文経論叢』第 14 巻第 4 号掲載, 弘前, 昭和 54 年) を参照されたい。
- 42) C. I. L., vol. V. によると当地方の都市が clonia として碑文中にあらわれるもの, ムニキピウムとしてあらわれるものは以下の通り。  
colonia  
Aquileia, Ateste, Augusta Taurinorum, Brixia, Concordia, Forum Iulium Iria, Iulium Carnicum, Libarna, Mediolanum, Opitergium, Parentium, Parma, Pola, Savaria, Sequani, Tridentum, Venafrum, Verona  
municipium  
Alba Pompeia, Albingaunum, Altinum, Aquae Statiellae, Aquileia, Atria, Augustum Bagiennorum, Bellunum, Bergomum, Caburum, Comum, Forum Iulium Venetiae, Genua, Industria, Mediolanum, Novaria, Patavium, Tarvisium, Ticinum, Tridentum, Vercellae, Vicetia  
(colonia の○印は植民市建設が文献で確認されている都市である。)  
都市最高政務官職は以下の通り。  
duovir [2 人官]  
Aguontum, Alba Pompeia, Albintimilium, Ateste, Augusta Praetoria, Augusta Taurinorum, Brixia, Cemelum, Concordia, Dertona, Hasta, Industria, Iulium Carnicum, Pola, Salinae, Segusio, Tergeste, Mantua, Placentia, Camunni, Bellunum  
quattuorvir [4 人官]  
Acelum, Albingaunum, Altinum, Aquileia, Augusta Taurinorum, Bellunum, Bergomum, Brixia, Comum, Concordia, Feltria, Laus, Mantua, Mediolanum, Novaria, Opitergium, Patavium, Tarvisium, Ticinum, Vada Sabatia, Vercellae, Verona, Vicetia
- 43) TIBILETTI, G., *La politica delle Colonie e Città latine nella Guerra sociale (Rendiconti di Istituto Lombardo, vol. LXXXVI, Milano, 1953)*.
- 44) BLUME, F., LACHMANN, K. und A. RUDORFF, *Die Schriften der römischen Feldmesser*, Bd. I, S. 263~266. この法令は前後の記述と関係なく唐突に出てくる。この法令のローマ都市制度史上の位置づけは RUDOLPH, H., *Stadt und*

*Staat in römischen Italien—Untersuchungen über die Entwicklung des Munizipalwesens in der republikanischen Zeit—* (Leipzig, 1935) が行っているが筆者は彼の考え方に否定的である〔岩井経男『共和政ローマのムーニキピウム都市裁判制度成立に関する一考察』(『文化』第41巻第1・2合併号掲載, 仙台, 昭和52年), 参照〕。フラッカーロにはルドルフ説の影響が見られる。

45) FRACCARO, op.cit., pp. 71~92, pp. 151~169.

また CASTAGNOLI, op. cit., pp. 31~32, 参照。

46) TOZZI, op. cit., 1972. ここでトッツィは Bergomum と Brixia の成立(都市建設, centuri-

atio 実施)を前89年に想定している。

47) 現在まで確認されているローマ土地測量跡が所在する都市名(主としてイタリア)の詳細なリストは CASTAGNOLI, op. cit., pp. 12~20を参照。また, マックス・ウェーバー著, 渡辺金一・弓削達共訳『古代社会経済史』(東京, 昭和34年), 407頁を参照。

#### 付記

本稿は第32回日本西洋史学会 第一部会(昭和57年5月16日, 於青山学院大学)での口頭発表に加筆し, 註を加えたものである。